

健康保険法等の一部改正に伴う診療報酬請求書様式の改正に係る取扱いについて (お願い)

福岡県国民健康保険団体連合会

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、本会の事業運営につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

既にご承知のとおり、平成 14 年 10 月より健康保険法等の一部改正が行われ、それに伴い診療報酬請求書の様式についても改正が行われました。

つきましては、事務処理の迅速かつ的確な処理を行うために、別添の諸事項について、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、このことにつきましては、福岡県医師会、福岡県国保・援護課及び高齢者福祉課へ、御協力方のお願いをしております。

問合せ先 審査第一部 審査管理課 審査係 TEL 092(642)7837

(別添)

1. 診療報酬請求書に関する事項

(1) 診療報酬請求書(以下「請求書」という。)の様式が改正されましたが、福岡県国民健康保険団体連合会に提出していただきます請求書につきましては、「[別紙2～5](#)」の様式とさせていただきます。

下記の項目を追加させていただきます。

- ・「入院・入院外」欄に、該当する診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の「本人・家族」欄の「1」～「0」の番号
- ・「公費負担医療」欄に、「一部負担金」欄と「患者負担額」欄

(2) なお、老人保健と公費負担医療との併用分がある場合に記載していただいていた「様式第六(三)」については、廃止させていただきます。

(3) 国民健康保険、退職者医療及び老人保健と公費負担医療との併用がある場合は、保険種別に係わらず、法制毎の入院・入院外別に「様式第六(一ノ二)(四ノ二)」又は「様式第六(二)」の「公費負担医療」欄へ公費負担の数値を記載(「一部負担金」欄には、前期高齢者及び老人保健における公費負担医療に係る給付対象額を記載)していただくようお願いいたします。

(老人被爆者(診療報酬明細書の「摘要」欄右下に赤色で○と表示したもの)に係る公費負担については、「老人被爆」欄に記載していただくようお願いいたします。)

(4) 乳幼児・障害者・母子医療については、従来通り「乳・障・母医療費請求書」に記載していただくようお願いいたします。

(5) 前期高齢者及び老人保健において、寝たきり老人在宅総合診療料(以下「在総診」という。)
又は在宅末期医療総合診療料(以下「在医総」という。)を算定した明細書と、その他の明細書は、
それぞれ別の請求書を作成していただくようお願いいたします。

(6) 以上は、平成 14 年 11 月 1 日(10 月診療分)からの取扱いです。旧様式の請求書は、平成
14 年 10 月診療分以降使用できません。旧様式の請求書は、後述する月遅れ分に使用願いま
す。

2. 診療報酬総括票に関する事項

(1) 請求書の様式が改正されることに併せ、診療報酬総括票についても改正(退職者医療
「被扶養者」欄の削除)させていただきます。...([別紙 1](#))

(2) 記載については、保険者単位で 国民健康保険、 退職者医療及び 老人保健別に、合
計(件数・点数)の記載をお願いいたします。
(月遅れ分(別とじ提出分)の請求も含みます。)

(3) 以上は、平成 14 年 11 月 1 日(10 月診療分)からの取扱いですが、当分の間は旧様式によ
っても差し支えありません。その場合、退職者医療の記載は「本人」欄へお願いいたします。

3. 47 老人医療について

(1) 明細書には、前期高齢者及び老人保健と異なり、従来通り「一部負担金額」欄に一部負担
金の記載が必要です。

(2) 明細書の「本人・家族」欄については、従来通り「1 本入」、「5 家入」、「2 本外」又は「6 家
外」のうち、該当する番号を○で囲んで下さい。
「7 高入 9」、「9 高入 8」、「8 高外 9」及び「0 高外 8」は使用いたしません。

(3) 薬剤一部負担金はこれまでどおり記載願います。ただし、当該額は 47 老人医療が給付い
たします。

4. 請求書及び明細書の編てつ方法については、「[別紙 6](#)」のとおりお願いいたします。

なお、返戻等により平成 14 年 9 月診療以前(月遅れ分)の老人保健分を請求される場合は、当
月提出分とは別とじにし、提出して下さい。

(月遅れ分であっても国民健康保険・退職者医療分は、別とじにする必要はありませんが、9
月診療以前における 3 歳未満分は、10 月診療以降分における 3 歳以上分と同じ区分となりま
す。)

5. 「請求書の記載(公費負担医療との併用については除く。）」、「明細書」及び「前期高齢者及
び老人保健における一部負担金の記載」については、福岡県社会保険診療報酬支払基金が、
平成 14 年 10 月 4 日付けで保険医療機関宛てに送付されています「健康保険法等の一部改正
に伴う請求要領について(お知らせ)」と同様の取扱いとさせていただきます。

「診療報酬請求書」等一覧表

区 分	様式番号	用紙の色及び色刷りの別	備 考
(別紙1) 診療報酬総括票 医科		白色紙 黒色刷り	
(別紙2) 診療報酬請求書 医科・ 歯科	様式第六 (一ノ一)	クリ - ム色紙 黒色刷り	
(別紙3) "	様式第六 (一ノ二) (四ノ二)	"	老人保健及び公費負担医療を 請求される場合に使用下さい。
(別紙4) "	様式第六 (二)	"	様式第六(一ノ二)(四ノ二)の公 費負担医療欄が不足の場合に 使用下さい。
(別紙5) "	様式第六 (四)	"	国保組合分を請求される場合に 使用下さい。
"	様式第六 (三)	"	廃止

別紙1 [診療報酬総括票 \(WORDファイル 226KB\)](#)

別紙2～5 [診療報酬請求書 \(PDF ファイル 80KB\)](#)

別紙6 [請求書及び明細書の編てつ方法 \(PDF ファイル 15KB\)](#)